

浄化槽設置の補助金制度が変わります

村では、生活排水（台所・風呂等の汚水）による河川等の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽（※）の設置に補助金を交付していますが、下記のとおり補助金制度を変更します。

（※）合併処理浄化槽とは、し尿と生活排水（台所・風呂等の汚水）を併せて処理するもので、し尿のみを処理する単独処理浄化槽とは違います。

〈変更内容〉

（１）合併処理浄化槽設置補助金

受付日	業者	補助金額
平成 27 年 9 月 30 日 まで	村内業者	70 万円
	村外業者	70 万円



変更後

受付日	業者	補助金額
平成 27 年 10 月 1 日 から	村内業者	90 万円
	村外業者	45 万円

※現在、変更後とも対象人槽は 50 人槽までです。

（２）単独処理浄化槽撤去補助金の創設

また今年度より単独処理浄化槽を撤去して合併処理浄化槽を設置する場合は、上記補助金に 9 万円を上乗せ補助する制度を開始しました。

	要件	補助金額
平成 27 年 4 月 1 日から	単独処理浄化槽を撤去して合併処理浄化槽を設置する場合	9 万円

〈受付期限〉

平成 27 年 12 月 25 日(金)まで（今年度分）

（※）ただし予算の範囲内の事業になりますので、予定数に達するとその時点で終了します。

赤村役場 住民課 福祉環境係
電話 62-3000